

平成23年3月末現在

金融円滑化法に対する当金庫の取組状況

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律

第7条第1項に規定する説明書類

遠賀信用金庫

当金庫は、中小企業者の事業活動の円滑な遂行及びこれを通じた雇用の安定並びに住宅資金借入者の生活の安定を期し、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与するため積極的に対応しておりますので、下記に実施状況を開示いたします。

第1. 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令（以下、「府令」という）第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条に規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

当金庫は、金融円滑化法に基づく措置の実施に関する方針として、「地域金融円滑化のための基本方針」その他規定等を定め、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等の申込があった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握した上で、その解決に向けて真摯に取り組んでおります。

第2. 府令第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

お客様から条件変更等の申込を受けましたら、全ての案件について受付管理表を作成し対応状況を管理しております。

第3. 府令第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

全ての営業店に「ご返済相談窓口」を融資窓口に設置し、金融円滑化担当者を配置することで本部関係部署との連携を強化し、お客様からのご相談・ご要望をこれまで以上に迅速かつ適切に対応させていただいております。

**第4. 府令第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置
をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業について
の改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要**

当金庫は、きめ細やかな経営相談、経営指導、経営改善計画の策定支援等を通じて積極的に企業・事業再生に取り組んでおります。

《金融円滑化法に係る当金庫の方針・規定等》

- ①地域金融円滑化のための基本方針
- ②中小企業金融円滑化管理方針
- ③中小企業金融円滑化管理規定
- ④金融円滑化マニュアル

第5. 法第4条に基づく措置の実施状況（平成23年3月末時点）

第6. 法第5条に基づく措置の実施状況（平成23年3月末時点）

《第5～第6については、下記（別表1）～（別表6）をご覧ください。》

（別表1）貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
〔債務者が中小企業者である場合〕

（別表2）貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
〔債務者が中小企業者である場合〕

（別表3）貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
〔債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の
金融機関も貸付債権を有する場合〕

- (別表 4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
〔債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の
金融機関も貸付債権を有する場合〕
- (別表 5) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
〔債務者が住宅資金借入者である場合〕
- (別表 6) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

第5 法第4条に基づく措置の実施状況（別表1から別表4まで）

（別表1）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が中小企業者である場合〕

（単位：百万円）

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	331	1,678	2,865	3,781	5,451	6,260
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付け債権の額	170	1,090	2,162	2,997	4,335	4,904
うち、実行に係る貸付債権の額	79	1,005	1,639	2,613	3,583	4,263
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	1	1	312	312	506
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	64	27	453	2	369	64
うち、取下げに係る貸付債権の額	26	56	68	69	69	69
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付け債権の額	160	587	702	783	1,116	1,355
うち、実行に係る貸付債権の額	27	347	500	611	794	1,001
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	23	23	27	30	145
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	2
うち、審査中の貸付債権の額	123	135	68	23	169	75
うち、取下げに係る貸付債権の額	9	80	110	121	121	133

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者である場合]

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	24	78	100	133	175	212
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付け債権の数	8	30	40	56	75	90
うち、実行に係る貸付債権の数	5	21	30	48	62	75
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	1	1	2	2	5
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	2	5	5	1	6	5
うち、取下げに係る貸付債権の数	1	3	4	5	5	5
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付け債権の数	16	48	60	77	100	122
うち、実行に係る貸付債権の数	4	21	37	50	69	84
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	1	1	2	3	9
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0	1
うち、審査中の貸付債権の数	9	12	5	6	9	8
うち、取下げに係る貸付債権の数	3	14	17	19	19	21

(別表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日後の貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	27	550	887	1,500	1,790	2,236
うち、実行に係る貸付債権の額	1	550	576	1,185	1,284	1,728
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	311	311	505
うち、他の金融機関により法の施行日後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	25	29	311	2	194	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	1	1	3

(別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	2	9	12	19	28	35
うち、実行に係る貸付債権の数	1	9	11	16	23	29
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	1	1	4
うち、他の金融機関により法の施行日後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	1	0	1	1	3	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	1	1	2

第6 法第5条に基づく措置の実施状況（別表5及び別表6）

（別表5）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

（単位：百万円）

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	97	276	340	387	541	599
うち、実行に係る貸付債権の額	0	233	275	325	382	500
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	2	2	7	21
うち、審査中の貸付債権の額	97	17	37	30	109	17
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	24	24	28	41	59

（別表6）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

（単位：件）

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	7	25	34	43	60	68
うち、実行に係る貸付債権の数	0	22	27	35	43	58
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	1	1	2	3
うち、審査中の貸付債権の数	7	2	5	5	11	2
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	1	1	2	4	5